

高崎法人会特別研修会

消費税 軽減税率制度について

2019年10月1日から
消費税の軽減税率制度が実施されます

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度は全ての事業者の方に関係してきますので、会員企業がスムーズな移行が出来るよう、国税局消費税課担当職員を講師に迎え、制度の概要についての研修会を行います。

講師 国税局消費税課担当職員

日時 2019年6月6日(木)
午後2時00分～午後4時00分
※受付午後1時30分～

会場 高崎市総合福祉センター
2階 たまごホール
高崎市末広町115-1 (裏面・地図 参照)
TEL: 027-370-8822

締切 5月30日(木) 必着
※定員(300名)になり次第締め切りとさせていただきますので、ご了承ください

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

申込 裏面の申し込み方法にてお申し込みください。
(どなたでも無料でご聴講いただけます。)

無料

【お問合せ先】高崎法人会 事務局 電話：027-363-4526

主催：一般社団法人高崎法人会税制委員会

会場案内図

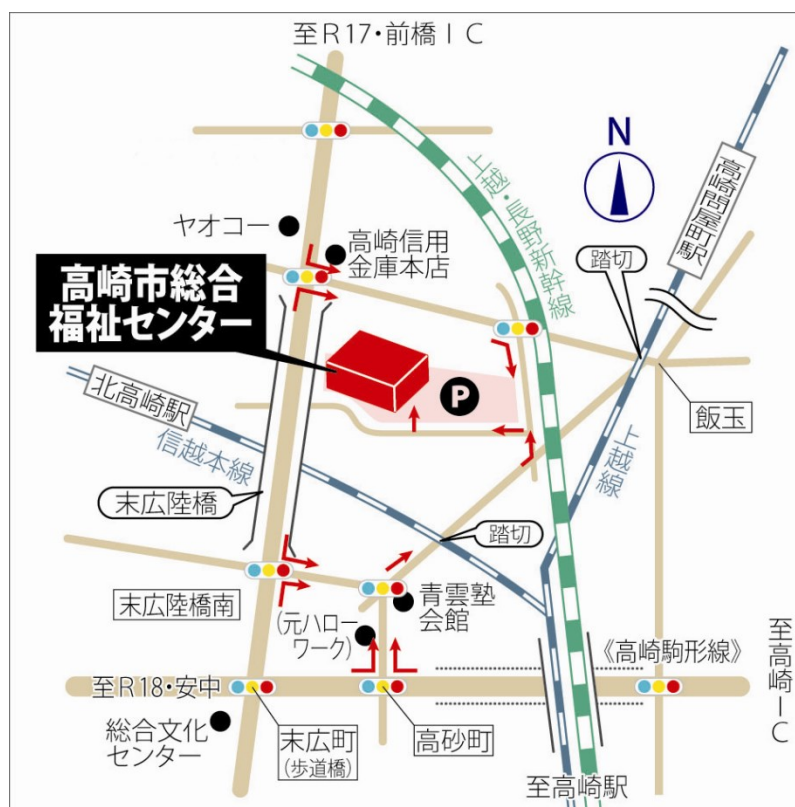
高崎市総合福祉センター 2階 たまごホール

〒370-0065
高崎市末広町 115-1
電話：027-370-8822

【駐車場について】

建物東側の駐車場をご利用ください。

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。



申込方法（締め切り 5月30日必着）

下記のFAX用 申込書でお申し込みください。

【お問合せ先】

一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル 506号
電話番号 027-363-4526

6/6 軽減税率特別研修会申込書

⇒ **FAX : 027-363-4576** (一社) 高崎法人会 事務局 行

会社名・事業所名 _____ お名前 _____

〒 _____ 住所 _____ お名前 _____

TEL _____ お名前 _____

FAX _____ お名前 _____

※お名前等の記入欄が足りない場合は、コピーしてお使いください。

※ご記入いただいた情報は研修会の運営、各種連絡の目的に利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。